

## 環境情報戦略工程表

平成21年 3 月 30 日 環境基本計画推進関係府省会議環境情報戦略連絡会決定

項目	戦略（案）	具体的な施策の内容（案）	担当府省	実施時期
5（1）① 環境と経済社会活動に関する情報収集の強化	・ 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成21年 3 月 13 日閣議決定）に示された環境統計の整備に関する事項を着実かつ計画的に実施する。	○「公的統計の整備に関する基本的な計画」において定められた環境に関する統計の段階的な整備のための具体的な措置、方策等（別表「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分の 3（5））を着実かつ計画的に実施する。	事項毎に「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分の 3（5）に定める担当府省等	事項毎に「公的統計の整備に関する基本的な計画」別表「第 2 公的統計の整備に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策」部分の 3（5）に定める実施時期
	・ 環境と経済に関する政策研究を実施する体制を整備する。同体制の下、環境と経済社会活動に関する情報の充実を図る。	○環境保全の取組が経済をどのように発展させていくのか、経済動向が環境にどのような影響を与えるのか等について調査分析し、環境と共生できる新しい経済社会の将来像の提示や環境政策を戦略的に進めるための研究を進める。	環境省	21年度から実施
	・ 効果的な施策の企画、実施に資するよう、国全体から個別の経済主体まで、各レベルでの環境負荷の実態等、現在十分把握されていない必要な環境情報の収集の強化を図る。	○家庭における生活行動毎の環境負荷等、特に情報の収集の強化を図るべき分野について検討し、その結果に基づき、必要な取組を進める。	環境省	21年度から実施

5 (1) ② 国土の自然環境に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3生物多様性国家戦略(平成19年11月27日閣議決定)に基づき、自然環境保全基礎調査及び重要生態系監視地域モニタリング推進事業(モニタリングサイト1000)を一層推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和48年から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進める。</li> <li>○「生態系総合監視システム」の一環としてモニタリングサイト1000事業を拡充する。</li> </ul>	環境省	「第3次生物多様性国家戦略」第2部第2章第5節2.1及び2.2に定めるところにより、実施。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性・生態系に係るデータを始め、各地域の自然環境の状況や経済社会活動がこれらの環境に与える影響について継続的な状況把握を行い、データの充実を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生物多様性の総合評価を通じて、関係府省との連携のもと、生物多様性の変化の状況や各種施策の効果等を的確に把握するための手法の検討を進める。</li> <li>○我が国に生息・生育する動植物種の分布に関する継続的な情報収集等を関係府省と連携して実施する。</li> </ul>	環境省	同上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省始め関係府省間の情報交換により、沿岸域を含む海洋における生物多様性に関する総合的なデータを整備する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○藻場、干潟、サンゴ礁など浅海域生態系の生物相に関するモニタリング調査を継続的に実施し自然環境データの充実をめるとともに、主にわが国の200海里域内における海洋生物の生息状況等海洋生物多様性に関するさまざまな情報の収集整備を図る。</li> <li>○海洋における重要生態系や海洋生物に関する科学的データの基礎整備を関係府省の連携のもとに進める。</li> </ul>	環境省 環境省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省	同上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性・生態系の状況を経年的に把握するため、環境省始め関係府省が連携し、衛星データ等も活用しながら、生物多様性の総合監視システムの構築を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)等人工衛星の開発・運用や画像解析をはじめリモートセンシング技術の利活用等による広域的生態系モニタリングを実施し、各省等のデータの共有、相互利用の促進等の連携強化や速報性の向上を図り、我が国の自然環境の総合的な監視態勢の構築を進める。</li> </ul>	環境省 文部科学省	同上
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体においても、政府機関に準じ、地域の実情に応じた自然環境の状況データの計画的な把握を行っていくことが期待される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境省が毎年開催する全国都道府県及び政令指定都市等環境担当部局長会議、自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)等において、必要な指導や要請、研修等を実施していく。</li> </ul>	環境省	同上

5 (1) ③ 情報アーカイブ の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国の政策作りや過去の公害克服経験を内外の政策立案者へ発信すること等に資するよう情報アーカイブの構築に努める。このため、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立国会図書館支部環境省図書館中期計画（平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定）等を踏まえ、国立国会図書館支部環境省図書館の電子化等を進める。</li> <li>国立水俣病総合研究センター水俣病情報センターの公文書館的位置づけを明確にし、適切な情報収集と公開を推進する。</li> </ul>	環境省	21年度から検討開始
	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報アーカイブを構築するための検討を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立国会図書館支部環境省図書館中期計画（平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定）等を踏まえ、情報アーカイブを構築するための検討を開始する。</li> </ul>		23年度までに実施
	<ul style="list-style-type: none"> <li>保存情報の検索等、利用サービスの開始を目指す。</li> <li>また、内外の環境情報に係るサイトとのリンク等、情報アーカイブについてのポータルサイトを構築する。</li> <li>その際、インターネット普及以前の環境情報の電子化、蓄積も推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立国会図書館支部環境省図書館中期計画（平成20年3月1日国立国会図書館支部環境省図書館長決定）等に基づく検討結果等を踏まえ、左記のサービスやポータルサイトの構築等を開始する。</li> </ul>		25年度を目処に開始
5 (1) ④ 標準的フォーマットによる提供情報の信頼性、正確性の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次情報の利用を円滑にするため、その収集の際に標準的フォーマットによるメタデータ（作成者のほか、データ収集方法、更新頻度、最終更新日等を含む）を整備して提供、保存することにより、データ相互間における信頼性等の比較検討を可能とする。このため、関連する専門家の意見を聴きつつ、メタデータの標準的フォーマットを作成し、関係府省等における普及を図ること等を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する専門家及び関係府省の意見を聴きながら、本戦略5 (1) ④で記載された事項を含み、関係府省等で共通に使える標準的なフォーマットを、既存のデータベース等で使用されているものを参考にしつつ作成する。同フォーマットの普及については、環境情報戦略連絡会等により実施する。</li> </ul>	環境省	21年度からメタデータのフォーマットに関する検討開始
5 (1) ⑤ 環境省と関係府省及び地方公共団体等との連携協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>本戦略を推進するため、環境基本計画の点検プロセスの利用を含め、関係府省及び地方公共団体との会議の設置等を検討する。役割分担を明らかにしつつ、PDCAサイクルに基づき情報整備に関する施策を連携協力して推進する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>21年度においては、地方公共団体との会議の設置等を検討する。会議の開催に当たり、関係府省にも通知し、参加を求めることとする。</li> </ul>	環境省	21年度から会議の設置・開催検討
5 (1) ⑥ 環境情報の質の向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECD環境政策委員会環境情報・アウトロックスワーキンググループ等における国際的な議論の動向を踏まえ、⑤に基づく環境省と関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じ連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等によって情報の質の向上が図られるよう検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省において、左記ワーキンググループでの議論等を踏まえながら、重要な環境情報や内容の変化が速い環境情報については収集の頻度を高める等の検討を行う。また、必要に応じ情報収集プロセスの迅速化を目指し、そのために必要となる収集方法の改善について検討する。検討の成果については、関係府省及び地方公共団体との会議等の場を通じて、連携協力を確保しつつ、環境情報の収集プロセスや頻度の適正化等を促進する。</li> </ul>	環境省	21年度から検討

<p>5 (1) ⑦ 環境情報の収集、整理、提供に関する国際協力ネットワークの強化・構築</p>	<p>・海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p> <p>・第3回地球観測サミット（平成17年2月16日）において採択された全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画に基づき、地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を引き続き推進する。</p> <p>・国境を越える環境汚染等の問題について、クリーンアジア・イニシアティブ等の情報収集及び利用のための国際協力ネットワークの構築を目指す。これに向け、環境省においては、アジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握し、その結果について情報の共有を図ること等を関係府省と連携して検討する。</p>	<p>○海外の環境の状況や取組に関する情報収集の強化、推進を図る。そのため、海外で公開されている情報に加え、国際機関、外国の環境行政機関、環境関係の団体等との人的つながりにより入手するオリジナルの情報を含め、海外の環境に関する情報の整備、蓄積及びその活用を図っていく。</p> <p>○「10年実施計画」における我が国の役割の実施について定めた地球観測の推進戦略（平成16年12月27日総合科学技術会議決定）を踏まえつつ、第3期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）の環境分野に係る分野別推進戦略で位置づけられた方策によって得られた地球観測情報の国際的な共有に向けた情報の収集、整理、提供を推進する。</p> <p>○環境省において、国際的な環境に関する情報の交流の現状把握と課題等について調査した結果等を踏まえ、クリーンアジア・イニシアティブ等のアジアを中心とする国際協力の枠組みの全体像を把握する。その全体像や各枠組みにおいて収集、整理されている情報について関係府省と共有を図る。その上で、これらの情報をワンストップで効率的に利用できるような国際的な情報ネットワークの構築などについて関係府省と連携を図りつつ、検討し、実施する。</p>	<p>環境省 外務省</p> <p>全球地球観測システム(GEOSS)10年実施計画において定める担当府省</p> <p>環境分野の国際協力担当府省</p>	<p>21年度から実施</p> <p>21年度以降も引き続き情報収集、整理、提供を実施</p> <p>21年度から協力の枠組みの全体像把握、結果の共有化について検討、実施</p>
<p>5 (1) ⑧ ITの活用</p>	<p>・ITや各種センサーの開発普及状況を踏まえ、環境分野の政策立案及び実施の参考となる情報基盤の構築に有用なITの活用強化について検討する。その検討結果を踏まえ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、これら技術の汎用性等に配慮しつつ、導入の可否、適否について検討した上で、導入可能なものについて、実施を促進する。</p>	<p>○ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報の検索を容易にする技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報戦略連絡会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省始め関係府省等における情報システムの更新等の機会に、導入可能なものについて、実施を促進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>21年度から検討開始</p>

5 (2) ① 環境と経済社会活動等に関する情報の提供強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) に基づく取組により収集された環境と経済社会活動等に関する情報提供を、環境情報の利用に関するアンケート調査結果等を踏まえ、強化する。その際、パンフレット等の紙媒体とインターネットウェブやメールマガジン等の電子媒体の利用とのベストミックスにも配慮する。</li> </ul>	○ (1) ①及び②に基づく取組により収集された環境と経済社会活動及び自然環境に関する情報提供について、定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等に基づき強化する。	環境省	自然環境に関する情報提供については、21年度以降も引き続き実施、環境と経済社会活動に関する情報提供については、22年度から実施
5 (2) ② 我が国における環境政策情報に関するポータルサイトの構築等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省のホームページ上に、政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を開始する。</li> </ul>	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、例えば低炭素社会の構築等の政策課題別に関連情報を統一的に提供するポータルサイトの構築についての検討を実施する。なお、21年度においては、「国の環境政策」(仮称)に関するポータルサイトを構築し、関係府省における環境政策全般に関するトップページと環境省ホームページのポータルサイトへのリンク等を行う予定。	環境省	21年度から検討開始
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同ホームページ利用者からのサイトに関する意見等を踏まえて、利用主体別のサイトの計画的な構築について検討を行う。</li> </ul>	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、利用主体別のサイトを計画的に構築してための検討を行う。	環境省	21年度から検討開始
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境省始め関係府省、地方公共団体、公的研究機関(大学等を除く)のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報(源)がわかるような仕組みの構築を進める。</li> </ul>	○定期的に行う環境情報利用に関する意識調査結果等を踏まえ、環境省のホームページ上に、各政策課題等について、環境省始め関係府省、地方公共団体、公的研究機関(大学等を除く)のホームページ内の関連ページ同士のリンクを緊密にすることを通じ、ワンストップで情報(源)がわかるような仕組みの構築を進める。	環境省	21年度から検討開始

5 (2) ③ 海外に対する情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や環境政策の最新の動向及び企業、NPO等による環境保全活動や国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。</li> </ul>	<p>○環境省のホームページ等における海外向けの情報サイトを通じ、我が国の公害克服経験や企業、NPO等による環境保全活動やOECD等国際機関による我が国の環境政策の評価等に関する情報の英語等での発信を強化していく。</p>	環境省	21年度から検討開始
5 (2) ④ ITの活用による情報提供の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>IT新改革戦略（平成18年1月19日IT戦略本部決定）等を踏まえ、情報提供に向けた行政部内における情報の作成、編集過程の効率化、利用者による利用の向上を図るため、ITを積極的に活用する。</li> <li>特に、GISについて、利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等について、現在開発が進められているデータの統合や解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。</li> </ul>	<p>○ITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査結果を踏まえ、情報源の異なる情報を集めて提供する技術等のITの活用強化について検討を行う。その検討結果を、環境情報戦略連絡会において情報提供を行うこと等を通じ、環境省始め関係府省等における情報システムによる情報提供機能の強化等の機会に、導入可能なものについての導入を促進する。</p> <p>○平成21年度以降に実施するITを活用した環境情報の収集、整理、提供についての調査においては、GISの利用の向上や新たな検索技術との連携等に関し必要な調査を実施し、その成果の活用を図る。また、個々の情報が有する意味の関連性をたどって検索できる手法等については、現在、文部科学省において開発が進められているデータ統合・解析を行うシステム等を参考としつつ検討を実施する。</p> <p>○なお、これらの調査検討の成果については、環境情報戦略連絡会において、提供する等により関係府省での活用を促す。</p>	<p>環境省及び他の環境情報戦略担当府省</p> <p>環境省 文部科学省（データの統合や解析を行うシステムに係る事項を担当） 環境情報戦略担当府省</p>	21年度から検討開始
5 (2) ⑤ 環境情報の信頼性、正確性の確保等	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境情報の信頼性、正確性等を確保するため、当面特に取り組む施策として、グリーン購入の信頼回復と適正化に向けた対応を進める。</li> </ul>	<p>○偽装等の問題に見られたように、不適切な情報の表示等により環境情報の信頼性が揺らいでいることを踏まえ、環境配慮製品について一定量の抜取り調査（製品テスト）を行い、実態把握、不正事案の公表、適確な情報提供等を進める。</p>	環境省	21年度から実施
5 (2) ⑥ 情報収集の計画段階における情報提供のあり方に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>収集した情報を利用者によりわかりやすく加工して提供するため、情報収集の計画段階から、データを収集した機関において、情報管理者、コーディネータの役割を意識した取組がなされるようにする。このため、当該情報を必要とするグループや情報の使われ方を踏まえて適切な内容と提供方法にするための検討項目のリスト化について検討し、その成果を政府全体に普及させることを検討する。</li> </ul>	<p>○専門家及び関係府省の意見を聴きつつ、例えば、本戦略3(2)②に掲げた環境情報の用途毎に、想定される情報利用者のニーズに応じた提供情報の内容や作成方法等を類型化したリストを作成する。その成果について、環境情報戦略連絡会において情報提供する等により、政府全体への普及を図る。</p>	環境省	21年度から検討開始

5 (2) ⑦ 「見える化」等のための効果的な取組方法の検討実施	・温室効果ガス排出量の「見える化」等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。	○農林水産省、経済産業省及び環境省で実施している「見える化」、エコ・アクション・ポイント、環境ラベル等に関する効果的な情報提供についての取組方法を検討し、実施する。	農林水産省、経済産業省及び環境省	21年度以降も引き続き実施
5 (2) ⑧ 関係団体との連携協力	・本戦略の推進に係る関係団体との会議の設置等を検討する。それにより、関係団体との役割分担を明らかにしつつ、連携協力の下、本戦略に基づく施策を実施する。	○環境省において、関係団体との会議の設置等を検討し、会議の開催に当たり、関係府省にも参加を呼びかける。	環境情報戦略連絡会担当府省	22年度から検討実施
6 ① 戦略に基づく施策の進行管理	<p>・5に記載した当面優先して取り組む施策に係るものの進行管理に必要な調査を環境基本計画に基づく施策の分野毎の点検の一環として実施する。同調査は、各施策の担当府省と協力し、概ね隔年で実施する。</p> <hr/> <p>・上記の結果を、本戦略に基づく施策の見直しに反映させることとする。</p>	<p>○環境省において調査表を作成し、関係府省に関する施策については、環境情報戦略連絡会担当課室に調査表を送付して調査を実施する。</p> <p>・個別計画等に基づき施策の進捗状況調査が別途なされる施策について、当該個別計画等に基づいた調査結果を活用する。</p> <hr/> <p>○各施策の担当府省においては、上記調査結果を各施策の見直しに反映させることとする。</p>	<p>環境情報戦略連絡会担当府省（ただし、5 (1) ①に係る事項については総務省、②に係る事項については環境省、⑦に係る事項については文部科学省で実施する関連調査結果を活用することとする。）</p> <hr/> <p>環境情報戦略連絡会担当府省</p>	<p>22年度以降、概ね隔年で実施</p> <hr/> <p>22年度以降の点検結果に基づき概ね隔年で見直し。 23年度には環境基本計画改定作業において、戦略見直し結果に基づく新環境基本計画への反映等</p>
6 ② 環境情報の利用ニーズ等の定期的把握及び戦略への反映	・環境情報利用に関する利用主体別の意識調査を定期的に行うとともに、本戦略に基づく取組についての意見聴取を行い、①による進行管理に必要な調査の結果を踏まえた本戦略の見直し等に反映させることとする。	○環境情報の利用についての利用主体別の意識調査を定期的実施する。その際、本戦略に基づく取組についての意見聴取も併せて行う。その結果については、①による本戦略の見直し等に反映させる。	環境省	21年度から実施